

議案第八十七号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年十一月二十五日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一浜松町駅西口地区地区整備計画の項中「都市計画法」の下に「第二十一条第二項において準用する同法」を加え、「（平成二十五年港区告示第三十八号）」を「（令和三年港区告示第三百五号）」に改め、同表品川駅周辺地区地区整備計画の項中「（平成三十一年東京都告示第七百十四号）」を「（令和三年東京都告示第千三百五十一号）」に改め、同表に次のように加える。

赤坂二・六丁目地区地区整備計画

都市計画法第二十条第一項の規定により告示された赤坂二・六丁目地区地区計画（令和三年港区告示第三百六号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二浜松町駅西口地区地区整備計画の項中「第二条第六項から第十項までのいずれかに

該当する営業」を「第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれか」に、「庇」を「ひさし」に改め、同表品川駅周辺地区地区整備計画の項中「別表第二(り)項」を「別表第二(ぬ)項」に改め、同表に次のように加える。

赤坂二丁目地区整備計画	
風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業のいずれかの用に供する建築物	
	計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の安全性及び快適性を確保するために必要なひさしその他これに類するもの並びに給排水施設、地下鉄駅出入口施設等の公益上必要な建築物昇降施設に設置される柱屋根及び壁の部分を除く。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

都市計画が変更された浜松町駅西口地区地区計画及び品川駅周辺地区地区計画並びに都市計画決定された赤坂二・六丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるため、本案を提出いたします。